

特許権取得の流れ

出願

特許権取得を希望する考案内容を特定するために、出願依頼人様にて事前に発明者、出願人、発明の概要、図面、試作品及び実験データ等の資料を準備していただきます。

出願公開

出願日から原則として1年6ヶ月後に出願公開されます。出願公開までは基本的に出願内容の秘密が守られます。

審査請求

特許出願から3年以内に所定の出願審査請求料を納付して審査請求手続を行う必要があります。この期間内に審査請求をしない場合、その出願は取り下げたものとみなされます。なお、出願審査請求料については一定の減免措置が有ります。

審査

拒絶理由通知

意見書・補正書

拒絶査定

拒絶査定不服審判

出願審査の結果、多くのケースでは、拒絶理由が通知されます。この場合、所定の期間内（通常60日）に意見書及び補正書を提出することができます。審査官と対面して、審査官に直接技術説明や拒絶理由への反論を伝える「面接審査」を行うことができ、極めて有効な権利取得の方法として、お勧めしています。

万一、拒絶理由が解消しなかった場合、拒絶査定臘本が送達されます。この場合、3ヶ月以内に、拒絶査定不服審判を請求することができます。なお、審判段階においても面接は可能です。

特許査定

出願の審査又は審判の審理によって全ての拒絶理由が解消した場合、その出願は特許査定又は特許審決となります。なお、出願審査請求料同様、一定の減免措置が有ります。

特許料納付

その後、所定の期間内に特許料（設定登録料）を支払うことにより、特許権が発生します。

登録

設定登録日が特許権発生の起算日です。後日、最終的な特許内容を公示するため、特許掲載公報が発行されます（特許法第66条3項）。